第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	人口動態等分析ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画財政局政策部都市政策課	
個人情報ファイルの利用目的	本市の人口動態を分析し、政策立案の参考とするため	
記録項目	毎月１日時点における月間の転出者、転入者、市内間転居者の住所等に関する統計資料作成用情報及び平成 24 年度以降の毎年度の一時点における、世帯に未成年を含む世帯の世帯員全員の情報 （共通） １宛名番号、２異動日、３異動コード、４世帯番号、５性別、６生年月日、７続柄、８住民日、９住定日、10 住民区分、11 国籍（外国人のみ）、12 住民基本台帳法第 30 条 45 規程区分、13 現住所、14 郵便番号、15 市内住所コード、15 行政区、16 小学校区、17 中学校区　※市内住所コード以降は転入・転出時の情報。転居者は転居前後の両方を対象とする （転入者は共通に加えて次の項目） 18 前住所全国住所コード、19 前住所地区町村名、20 前住所郵便番号 （転出者は共通に加えて次の項目） 21 先住所全国住所コード	
記録範囲	毎月１日時点における月間の転出者、転入者、市内間転居者、平成 24 年度以降の毎年度の一時点における、世帯に未成年を含む世帯の世帯員全員	
記録情報の収集方法	市民課からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）尼崎市総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑　法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□　法第 60 条第２項第２号 （手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル □　有　　☑　無	
備　考		

第３１号様式

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	公共施設予約システム利用者情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画財政局財政部公共施設戦略課	
個人情報ファイルの利用目的	利用者情報の登録を行い、公共施設の予約に利用する。	
記録項目	1 利用者ＩＤ、2 氏名、3 性別、4 住所、5 電話番号、6 メールアドレス、7 生年月日、8 勤務先・学校名等、9 勤務先・学校等住所	
記録範囲	公共施設の利用者	
記録情報の収集方法	本人から提出される利用者登録申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局法務部公文書管理・統計担当	
	（所在地）尼崎市東七松町１丁目 23 番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□ 法第 60 条第 2 項第 2 号（手作業処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □ 有　☑ 無	
備考		